

平成26年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果の概要

平成27年6月

栃木県保健福祉部生活衛生課

食品衛生法及びとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づく「平成26年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果の概要をお知らせします。

監視指導の実施

○ 営業施設への立入検査

食品関係営業施設に対し、16,055件（達成率118.8%）の監視指導を実施しました。監視指導に伴い発見された違反は117件で、これらに対する措置として指導票の交付、報告書・誓約書の徴収等を行い、改善を指導しました。

<重点監視指導事項>

ノロウイルス食中毒予防対策として、食品等事業者に対する食品等の衛生的な取扱い等の指導を徹底したほか、「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」を定め、ノロウイルス食中毒の多発が予想される時点で「特別警戒情報」を発信するなど、啓発活動に取り組みました。

また、カンピロバクターによる食中毒が全国的に多発していることから、食品等事業者に対し、加熱用食肉を生食用として提供しないこと等について重点的に監視指導を行うとともに、消費者には食肉や内臓肉を十分に加熱して食べること等の注意喚起に努めました。

<食品等の一斉取締り>

細菌性食中毒が多発する夏期(7,8月)、ノロウイルスによる食中毒が多発する年末(11,12月)に、一斉監視指導を実施しました。(夏期：3,727件、年末：5,030件)

○ 食品等の検査

県内で製造、流通している食品を対象に3,140検体（達成率102.0%）の試験検査を行いました。食品衛生法で定める規格基準違反は10件で主な違反はアイスクリーム類の大腸菌群の検出でした。また、衛生規範不適合は23件で、主な内容は洋生菓子からの一般細菌数超過でした。有害物質モニタリング検査違反は1件で、野菜の農薬（ホスチアゼート）残留でした。

放射性物質検査は県内で製造、流通している食品を対象に306検体の検査を実施し、放射性セシウムの基準値を超過した検体はありませんでした。

違反施設に対しては、速やかに立入検査を行い、回収命令等の行政処分や改善指導を実施し、再発防止に努めました。

食中毒等の健康危害発生時の対応

県内（宇都宮市を除く）の食中毒の発生件数は6件で、昨年度から3件増加しました。患者数は72名であり、病因物質別ではノロウイルスが2件、カンピロバクターが1件、サルモネラ属菌が1件、クドア・セプテンpunkタータが1件、アニサキスが1件でした。

原因となった飲食店営業施設の営業者に対しては、原因究明の調査、被害拡大及び再発防止を指導し、消費者に対しては、速やかに情報を公表し被害拡大防止及び注意喚起に努めました。

食品衛生に係る人材の養成・資質の向上

食品関係従事者等を対象に衛生講習会等を187回開催し、12,024名が参加しました。

消費者等を対象とした食中毒予防や適正な食品表示についての講習会や県政出前講座、及び消費者の正しい理解の促進と意見交換の推進のための「とちぎ食品安全フォーラム」等を16回実施し、642名が参加しました。